

## 第十一号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県税条例の一部を改正する条例**

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 法第一章第十六節の規定により知事の権限に属する事項

第六条の三第一項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項」を「法第二十条の十一の二」に、「同条第十五項」を「同条」に改める。

第二十条の二十七第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第七条の三第三項本文」を「第七条の三第四項本文」に、「申出書と」を「申出書及び」に改め、同条第四項中「場合においては」を「と認める場合には」に、「関し」を「関し」に改める。

第五十三条の四第三項第二号中「において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を「第二十一条の二十八第一項の規定により通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正」に改め、「通告の旨」の下に「（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨）」を加える。

附則第三十四項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六条の三第一項第一号の改正規定は平成三十年一月一日から、附則第三十四項の改正規定は平成三十一年一月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正前

の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、その通告の旨を履行した日から三年を経過しない者についての改正後の第五十三条の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「受け、」とあるのは「受け、若しくは地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、」と、「通告の旨（同条第三項）」とあるのは「通告の旨（法第二十二条の二十八第三項）」とする。

#### 提案理由

地方税法及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。